

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書の訂正届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成27年9月4日
【会社名】	株式会社アジェット
【英訳名】	AGET Inc.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 早間 央
【本店の所在の場所】	東京都港区西新橋二丁目7番4号 (平成27年3月23日から、本店所在地を東京都港区西新橋一丁目1番15号から上記のとおり移転しております。)
【電話番号】	03(4577)8701 (代表)
【事務連絡者氏名】	執行役員 丹藤 昌彦
【最寄りの連絡場所】	東京都港区西新橋二丁目7番4号
【電話番号】	03(4577)8701
【事務連絡者氏名】	執行役員 丹藤 昌彦
【届出の対象とした募集有価証券の種類】	株式及び新株予約権証券
【届出の対象とした募集金額】	その他の者に対する割当 株式 200,007,600円 第8回新株予約権証券 23,155,242円 新株予約権の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額 2,123,281,842円 (注) 新株予約権の権利行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した新株予約権を消却した場合には、新株予約権の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額は減少します。
【安定操作に関する事項】	該当事項はありません。
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

当社が平成27年9月1日付で提出しました有価証券届出書に誤記があったことから、当該記載事項を訂正するため、有価証券届出書の訂正届出書を提出するものであります。

2【訂正事項】

第一部 証券情報

第3 第三者割当の場合の特記事項

1 割当予定先の状況

f 払込みに要する資金等の状況

日置俊光氏

3【訂正箇所】

訂正箇所は下線で示しております。

第一部【証券情報】

第3【第三者割当の場合の特記事項】

1【割当予定先の状況】

f 払込みに要する資金等の状況

日置俊光氏

（訂正前）

本新株式の割当予定先である日置俊光氏の財産の確認については、同氏名義の預金口座の写しを受領しており、当該預金口座の残高に照らして、本新株式の発行価額の払込みに係る十分な資金を有しているものと判断しております。また、本新株式に係る払込金額の払込みにつきましては、本第三者割当に係る金銭での払込みの現実性を可能な限り確保すべく、払込期日前日までの間に、三井住友信託銀行株式会社の当社の別段預金口座へ事前に払込むことを確約しております。現在、開設準備中である当該別段預金口座は、本件臨時株主総会において、本新株式の発行に係る議案及び本新株予約権の発行に係る議案のいずれもが普通決議により承認されること、並びに金融商品取引法に基づく届出の効力が発生していることを条件とし、当該条件が成就した場合に当社による預金の引き出しが可能となり、当社はかかる預金を払込取扱金融機関に振込むこととしております。

また、当社及び日置俊光氏は、本件臨時株主総会において、本新株式の発行に係る議案及び本新株予約権の発行に係る議案のいずれもが普通決議により承認された場合には、当社が、払込期日（平成27年11月10日）に、当該別段預金口座に事前入金された金額を払込取扱金融機関に振込又は振替を行うものとする旨合意しております。

なお、日置俊光氏からは、当該預金口座に係る資金は、自己資金であると同っております。

（訂正後）

本新株式の割当予定先である日置俊光氏の財産の確認については、同氏名義の預金口座の写しを受領しており、当該預金口座の残高に照らして、本新株式の発行価額の払込みに係る十分な資金を有しているものと判断しております。また、本新株式に係る払込金額の払込みにつきましては、本第三者割当に係る金銭での払込みの現実性を可能な限り確保すべく、払込期日前日までの間に、三井住友信託銀行株式会社の当社の別段預金口座へ事前に払込むことを確約しております。

また、当社及び日置俊光氏は、本件臨時株主総会において、本新株式の発行に係る議案及び本新株予約権の発行に係る議案のいずれもが普通決議により承認された場合には、当社が、払込期日（平成27年11月10日）に、当該別段預金口座に事前入金された金額を払込取扱金融機関に振込又は振替を行うものとする旨合意しております。

なお、日置俊光氏からは、当該預金口座に係る資金は、自己資金であると同っております。